



利尻富士町



地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年4月

目次

第1章	計画策定の背景	1
1.	気候変動の影響	1
2.	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3.	地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
第2章	計画の基本的な事項	7
1.	計画の目的	7
2.	計画期間	7
3.	計画の対象とする範囲	7
4.	計画の対象とする温室効果ガス	7
5.	上位計画及び関連計画との位置付け	8
第3章	温室効果ガスの総排出量の現状	9
1.	温室効果ガス排出量の算定方法	9
2.	温室効果ガスの排出状況	9
3.	温室効果ガスの排出量の増減要因	13
第4章	計画の目標	14
1.	目標設定の考え方	14
2.	温室効果ガス排出量の削減目標	14
第5章	目標達成に向けた取組	15
1.	取組の基本方針	15
2.	具体的な取組内容	15
第6章	進捗管理体制と進捗状況の公表	17
1.	推進体制	17
2.	点検・評価・見直し体制	18
3.	取組結果の公表	18
資料編1	温室効果ガス排出量算定対象施設一覧	19
資料編2	地球温暖化係数・温室効果ガス排出係数	20

1.	地球温暖化係数.....	20
2.	温室効果ガス排出係数	21

第1章 計画策定の背景

1. 気候変動の影響

気候変動問題は、遠い未来の話ではなく、今まさに私たちの生活に大きな影響を与えています。

国内でも、集中豪雨による河川の洪水や土砂災害など自然災害、熱中症などの健康被害の増加は既に各地で確認されています。

世界的にも平均気温が上昇したり、雪や氷が融けたり、海面水位が上昇したりする現象が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表されました。報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、強い台風、集中豪雨、熱波などの異常気象の発生頻度の増加は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。世界各地での気候変動は、サプライチェーンを通じて国内の産業・経済活動にも影響を与えます。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクはさらに高まることが予測されています。また渇水の頻発や水質悪化など水資源への影響、種の絶滅や生息・生育域が変わるなどの自然生態系への影響、農作物の品質低下や漁獲量の減少など、今後、私たちの身近なところで様々な影響が広がっていくことが懸念されます。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中に、持続可能な開発目標（SDGs）として、17のゴールと169のターゲットが設定され、目標達成に向けて、地球上の誰一人取り残さないことを計画に掲げました。

同年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みであり、2020（令和2）年以降の「温室効果ガス削減・抑制目標」を定めることを求めており、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことや「そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」ことを掲げています。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

(1) 地球温暖化対策推進法

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12（略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17（略）

(2) 地球温暖化対策計画

2020（令和2）年10月には、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌年4月には、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減し、さらに50%に向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和3）年10月には、これらの目標が位置付けられた地球温暖化対策計画（以下「地球温暖化対策計画」といいます。）の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画では、2030（令和12）年度の業務部門（事務所ビル、商業施設等の建物）におけるエネルギー起源CO₂排出量を2013（平成25）年度比で51%削減としています。

そして、建築物の省エネルギー化について、「2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030（令和12）年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す」ことが掲げられています。

なお、ZEBはZEBロードマップ検討委員会とりまとめにおいて「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義されており、4段階のZEBが定性的及び定量的に定義されています（図3）。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

図1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

(3) 政府実行計画

2021（令和3）年10月には地球温暖化対策計画と同時に、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」といいます。）の改定が行われています。政府実行計画においては、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減に見直しており、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されています。

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物

（敷地含む）の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



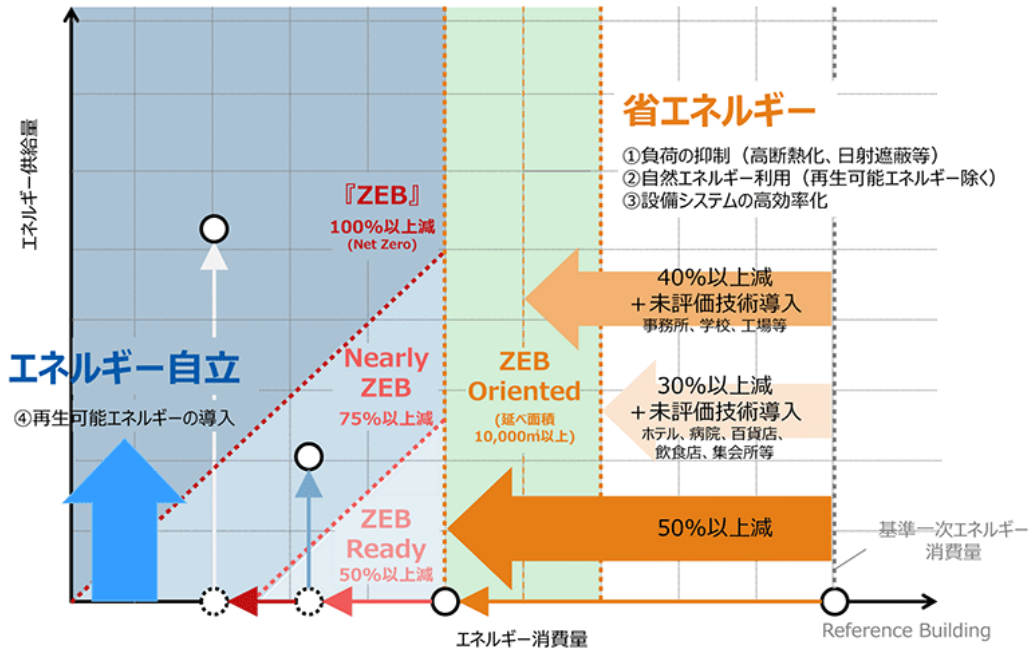
合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

出典：環境省「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」

図 2 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な取組内容

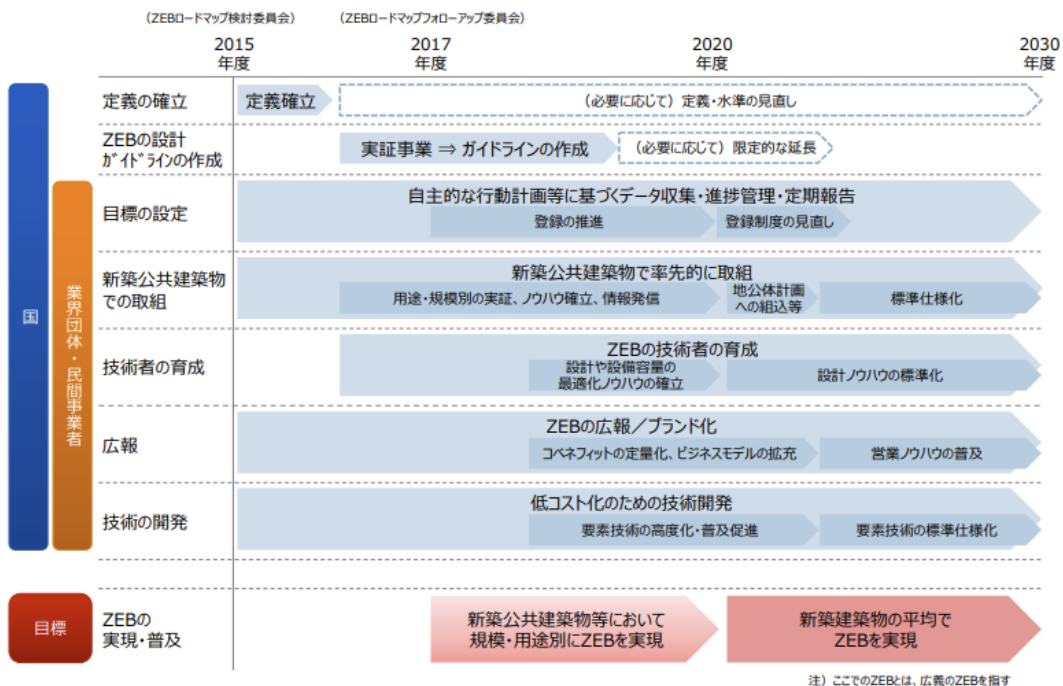
(4) ZEB ロードマップ

ZEBの実現・普及に向けた現状と課題、並びにそれに対する対応策の方向性について検討することを目的として、2015（平成27）年4月に「ZEBロードマップ検討会」が設置され、本検討委員会では、同年12月に検討結果をとりまとめた2030（令和12）年度までのロードマップが公表されています。



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2019（平成31）年3月）

図3 ZEBの定義（イメージ）



出典：経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（2018（平成30）年5月）

図4 ZEBの実現・普及に向けたロードマップ

(5) 建築物省エネ法

地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけて、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）が 2022（令和 4）年 6 月に改正され、主な変更点は①建築主の性能向上努力義務、②建築士の説明努力義務、③省エネ基準適合義務の対象拡大、④適合性判定の手続き・審査、⑤住宅トップランナー制度の拡充、⑥エネルギー消費性能の表示制度、⑦建築物再生可能エネルギー利用促進区域以下となっています。



図 5 建築主の性能向上努力義務

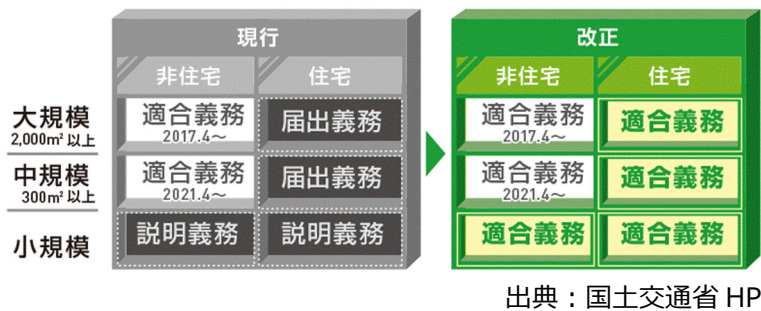


図 6 省エネ基準適合義務の対象拡大（新築の場合）

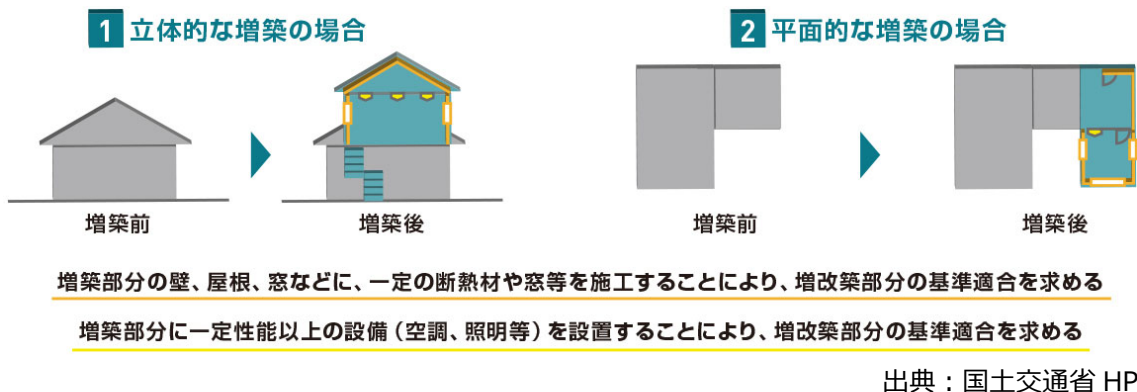


図 7 省エネ基準適合義務の対象拡大（増改築の場合）

第2章 計画の基本的な事項

1. 計画の目的

利尻富士町（以下「本町」といいます。）は、2023（令和5）年3月に利尻町・礼文町との3町共同で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指して、脱炭素社会の実現に向け、主体的に取り組んでいくこととしました。

本計画は、法第21条第1項に基づき、本町の事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 計画期間

本計画においても、国や道の目標と同様に基準年度を2013（平成25）年度とし、2050年カーボンニュートラルを見据えながら、目標年度を2030（令和12）年度と設定します。

計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年と定めます。

3. 計画の対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とし、委託業務についても本計画の対象範囲とします。

4. 計画の対象とする温室効果ガス

法第2条第3項に掲げる7種類のうち、地方公共団体実行計画（事務事業編）で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、法施行令第3条第1項に基づき、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の6種類となっています。

本計画の対象とする範囲においては、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）は発生しないため、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とし、これらの発生源は以下に示すものとします。

なお、メタン、一酸化二窒素の発生源である「自動車の走行」について、現状では一部の車両のみ集計を行っている状況となっています。

表 1 本計画の対象とする温室効果ガスの種類と発生源

対象ガス	対象とする発生源
二酸化炭素	CO ₂ 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、産業廃棄物の焼却
メタン	CH ₄ 一般廃棄物の焼却、自動車の走行、施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理
一酸化二窒素	N ₂ O 一般廃棄物の焼却、産業廃棄物の焼却、自動車の走行、施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理

5. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」を上位計画として、同じく温暖化対策に関連し本計画と同時期に策定する「利尻富士町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」やその他まちづくりを含めた各種の関連個別計画及び関連事業と効果的に連携することで環境関連施策による持続可能なまちづくりの推進を目指す計画とします。

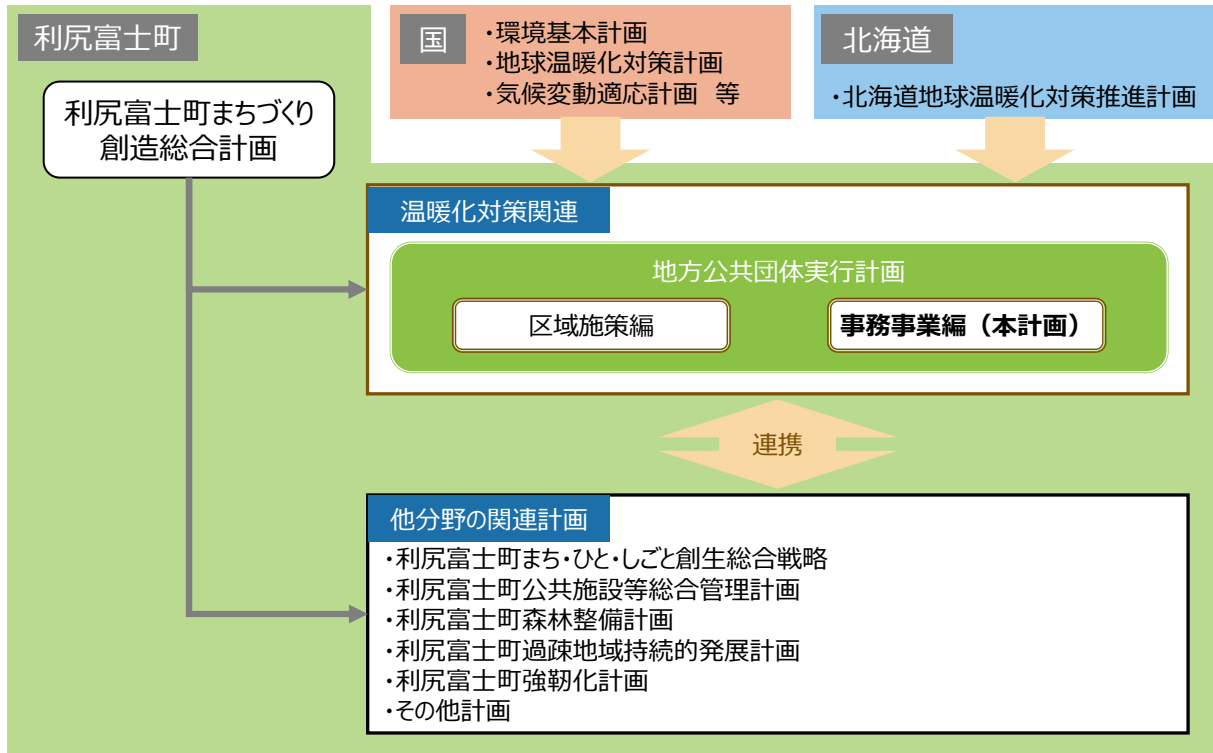


図 8 本計画の位置付け

第3章 温室効果ガスの総排出量の現状

1. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定にあたっては環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2023（令和5）年3月）」（以下「マニュアル」といいます。）に示される算定方法を用います。

2. 温室効果ガスの排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）及び計画策定直前年度（2022（令和4）年度）の本計画の対象施設等における温室効果ガスの排出量は次の通りです。

(1) 基準年度の温室効果ガス排出状況

基準年度（2013（平成25）年度）の排出量は5,635.1t-CO₂/年となっています。

表 2 基準年度（2013（平成25）年度）の二酸化炭素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CO ₂)
燃料の使用	一般炭	23,941.4 kg	55,569.1
	ガソリン	2,388.5 L	5,541.2
	灯油	319,555.2 L	803,197.0
	軽油	935.0 L	2,412.3
	A重油	622,132.0 L	1,685,977.7
	LPG	5,931.5 m ³	38,852.6
電気の使用	北海道電力株式会社	4,295,115.0 kWh	2,912,088.0
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	0.02 t	40.3
計			5,503,678.2

表 3 基準年度（2013（平成25）年度）のメタン排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CH ₄)
一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	1,884.0 t	143.2
自動車の走行	ガソリン・LPG_普通・小型乗 用車（定員10名以下）	1,000.0 km	0.0
	軽油_普通貨物車	0.0 km	0.0
下水等の処理	終末処理場	242,945.0 m ³	213.8
計			357.9

表 4 基準年度（2013（平成 25）年度）の一酸化二窒素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-N ₂ O)
一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	1,884.0 t	136.4
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	0.0 t	0.0
	下水汚泥	205.0 t	223.5
自動車の走行	ガソリン・LPG_普通・小型乗 用車（定員 10 名以下）	1,000.0 km	0.0
	軽油_普通貨物車	63,696.0 km	0.9
下水等の処理	終末処理場	242,945.0 m ³	38.9
計			399.6

温室効果ガスは、その種類により、地球温暖化に対する効果の度合いが異なるため、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの「地球温暖化係数」（資料編参照）をそれぞれの排出量に乗じて求めた数量を総排出量とします。この地球温暖化係数により算出した温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算排出量）は次のとおりです。

表 5 基準年度（2013（平成 25）年度）の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	排出量 (A)	地球温暖化係数※ (B)	総排出量 (二酸化炭素換算排出量) (C = A × B ÷ 1,000)
二酸化炭素	5,503,678.2 kg-CO ₂	1	5,503.7 t-CO ₂
メタン	357.9 kg-CH ₄	21	7.5 t-CO ₂
一酸化二窒素	399.6 kg-N ₂ O	310	123.9 t-CO ₂
計			5,635.1 t-CO ₂

※地球温暖化係数は 2013（平成 25）年度における数値を使用

また、エネルギー起源（燃料・電気等の使用）二酸化炭素排出量について、エネルギー種別の排出割合を見ると、電気が最も多く、約 53%を占めており、次いで A 重油が約 31%、灯油が約 15%となっています。

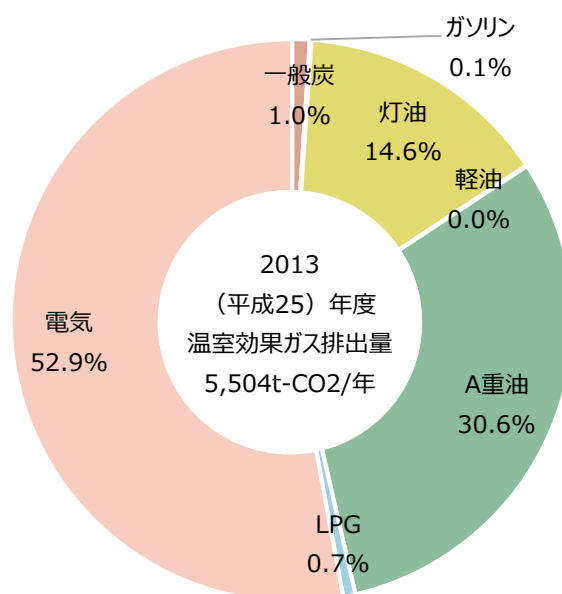


図 9 基準年度（2013（平成 25）年度）のエネルギー種別二酸化炭素排出量割合

(2) 現状年度の温室効果ガス排出状況

現状年度（2022（令和4）年度）の排出量は5,205.8t-CO₂/年となっています。

表 6 現状年度（2022（令和4）年度）の二酸化炭素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CO ₂)
燃料の使用	一般炭	25,871.9 kg	60,033.3
	ガソリン	3,123.0 L	7,245.4
	灯油	384,876.0 L	966,238.6
	軽油	655.6 L	1,691.4
	A重油	604,430.0 L	1,638,005.3
	LPG	4,162.2 m ³	27,263.3
電気の使用	北海道電力株式会社	4,515,000.0 kWh	2,406,495.0
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	0.02 t	40.3
計			5,107,012.6

表 7 現状年度（2022（令和4）年度）のメタン排出量

項目		活動量	排出量 (kg-CH ₄)
一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	1,282.8 t	97.5
自動車の走行	ガソリン・LPG_普通・小型乗 用車（定員10名以下）	43,200.0 km	0.4
	ガソリン_普通・小型・軽特種 用途車	28,266.0 km	1.0
	軽油_バス	76,975.0 km	1.3
	軽油_普通貨物車	62,586.0 km	0.9
	軽油_普通・小型特種用途車	5,673.0 km	0.1
下水等の処理	終末処理場	207,359.0 m ³	182.5
計			283.7

表 8 現状年度（2022（令和4）年度）の一酸化二窒素排出量

項目		活動量	排出量 (kg-N ₂ O)
一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	1,282.8 t	92.9
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	0.0 t	0.0
	下水汚泥	162.0 t	176.6
自動車の走行	ガソリン・LPG_普通・小型乗 用車（定員10名以下）	43,200.0 km	1.3
	ガソリン_普通・小型・軽特種 用途車	28,266.0 km	1.0
	軽油_バス	76,975.0 km	1.9
	軽油_普通貨物車	62,586.0 km	0.9
	軽油_普通・小型特種用途車	5,673.0 km	0.1
下水等の処理	終末処理場	207,359.0 m ³	33.2
計			307.8

2022（令和4）年度における地球温暖化係数により算出した温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算排出量）は次のとおりです。

表 9 現状年度（2022（令和4）年度）の温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	排出量 (A)	地球温暖化係数※ (B)	総排出量 (二酸化炭素換算排出量) (C = A × B ÷ 1,000)
二酸化炭素	5,107,012.6 kg-CO ₂	1	5,107.0 t-CO ₂
メタン	283.7 kg-CH ₄	25	7.1 t-CO ₂
一酸化二窒素	307.8 kg-N ₂ O	298	91.7 t-CO ₂
計			5,205.8 t-CO ₂

※地球温暖化係数は2022（令和4）年度における数値を使用

また、エネルギー起源（燃料・電気等の使用）二酸化炭素排出量について、エネルギー種別の排出割合を見ると、電気が最も多く、約47%を占めており、次いでA重油が約32%、灯油が約19%となっています。

なお、電気の占める割合は2013（平成25）年度と比較すると5.8ポイント減少しています。

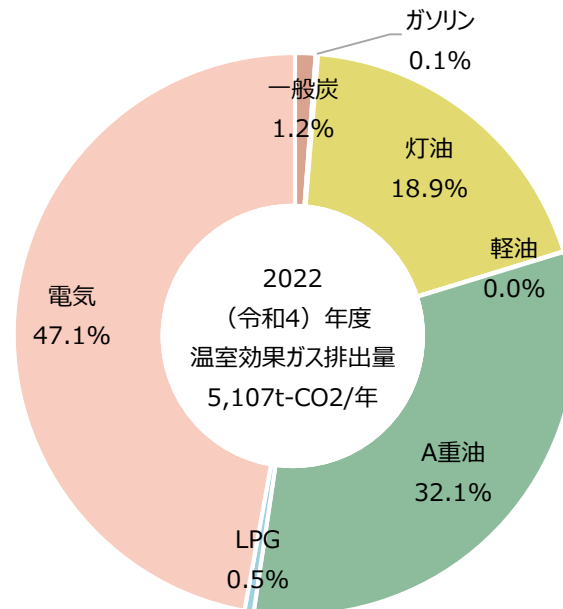


図 10 現状年度（2022（令和4）年度）のエネルギー種別二酸化炭素排出量割合

3. 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業における 2022（令和 4）年度の温室効果ガス排出量は 5,205.8t-CO₂/年であり、2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量 5,635.1t-CO₂/年と比較すると 7.6%減少しています。

温室効果ガスの排出量の減少要因としては、①照明の LED 化による電気使用量の削減、②電気事業者の排出係数の減少が挙げられます。

なお、照明の LED 化による電気使用量の削減はあるものの、使用エネルギーの転換や「海の駅おしどまり」の供用開始（2014（平成 26）年 3 月 25 日）などにより、電気使用量の合計は増加しています。

表 10 電気使用量と電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の比較

	2013 (平成 25) 年度	2022 (令和 4) 年度	増減比
電気使用量 (kWh/年)	4,295,115.0	4,515,000.0	+5.1%
電気排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.678	0.533	-21.4%
電気の使用に伴う温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /年)	2,912,088.0	2,406,495.0	-17.4%

第4章 計画の目標

1. 目標設定の考え方

国は、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて51%削減するものとしています。

また、政府実行計画において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの削減目標を2030（令和12）年度までに基準年度の2013（平成25）年度に比べて50%削減としています。

これらを踏まえて、本計画における温室効果ガスの削減目標は、2030（令和12）年度までの**50%削減**を念頭に置き計画設定します。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度（2013（平成25）年度）の温室効果ガス排出量は、5,635.1t-CO₂であることから2030（令和12）年度までに50%削減するためには、基準年度から2,817.5t-CO₂の削減が必要となります。

また、2022（令和4）年度の温室効果ガス排出量5,205.8t-CO₂からの削減率に換算すると約45.9%、さらに毎年の削減率に換算すると約5.7%の削減が必要となります。

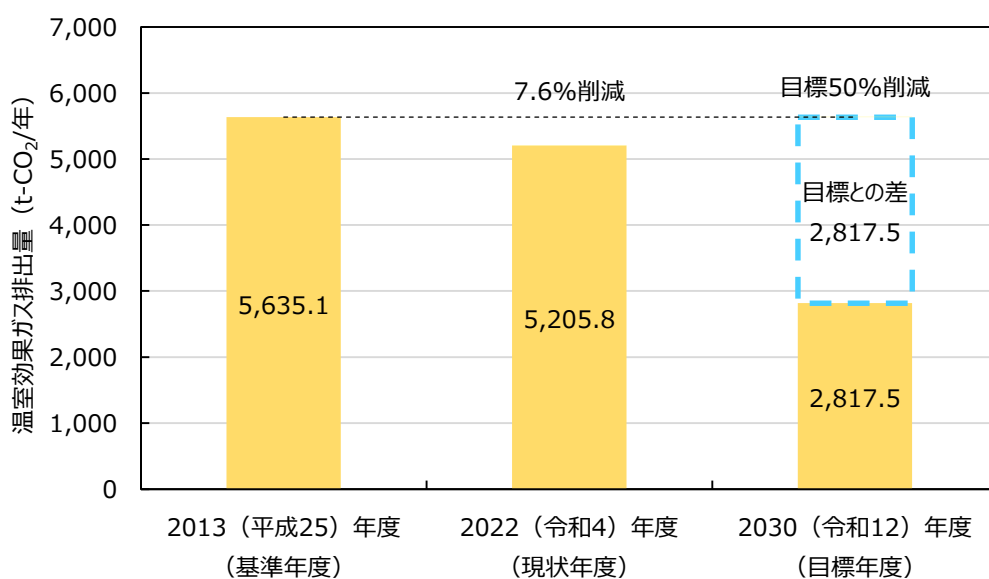


図 11 温室効果ガス排出量の削減目標（基準－現状－目標）

第5章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2. 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 11 に示された取組が示されています。本町においては、「再生可能エネルギーの最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

さらに町独自の重点的な取組として、森林やブルーカーボンの保全など「二酸化炭素吸収源の整備」にも努めます。

表 11 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R + Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R + Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

(1) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

(2) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。

(3) グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 物品購入の際のグリーン購入を推進します。
- 「利尻富士町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組めます。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入を目指します。
- 本町の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した設備導入を目指します。

(5) 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

(6) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

(7) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

(8) 二酸化炭素吸収源の整備

- 漁業や森林整備への影響を考慮しつつ海洋や森林の保全を促進します。
- 漁業組合と連携し、磯焼け対策など藻場の整備を推進します。
- 森林愛護組合と連携し、適切な森林の整備を推進します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

利尻富士町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「利尻富士町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 利尻富士町地球温暖化対策委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。利尻富士町事務事業編の進捗状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 利尻富士町地球温暖化対策委員会事務局

企画政策課長を事務局長とし、企画政策課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

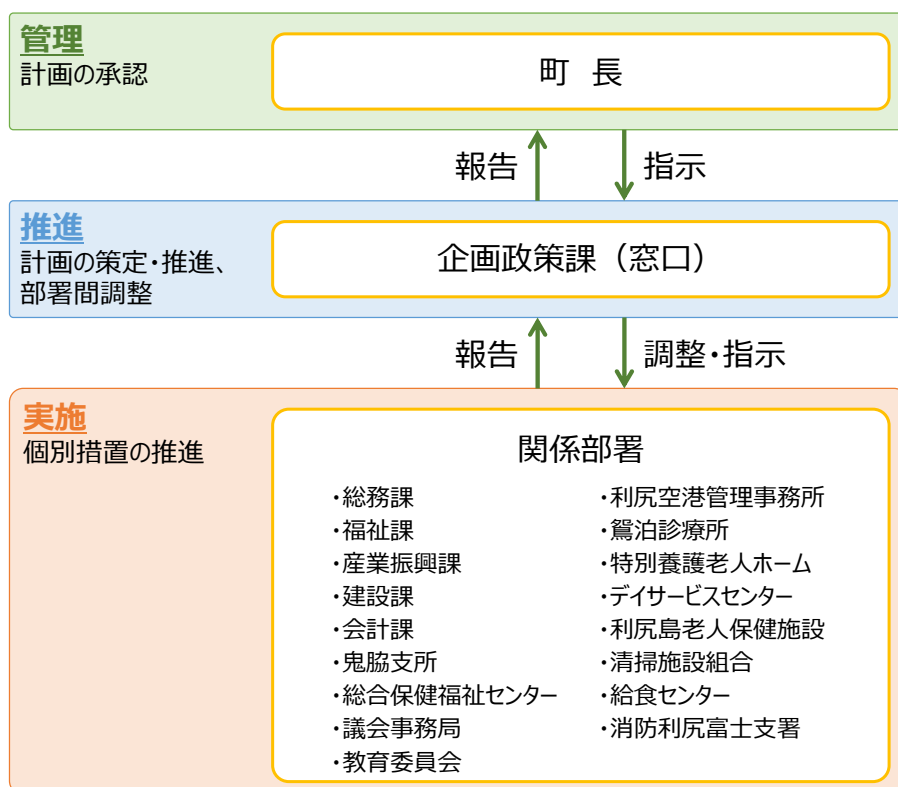


図 12 推進体制

2. 点検・評価・見直し体制

利尻富士町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、利尻富士町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

(1) 毎年のPDCA

利尻富士町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要に応じて利尻富士町事務事業編の見直し、改定を行います。

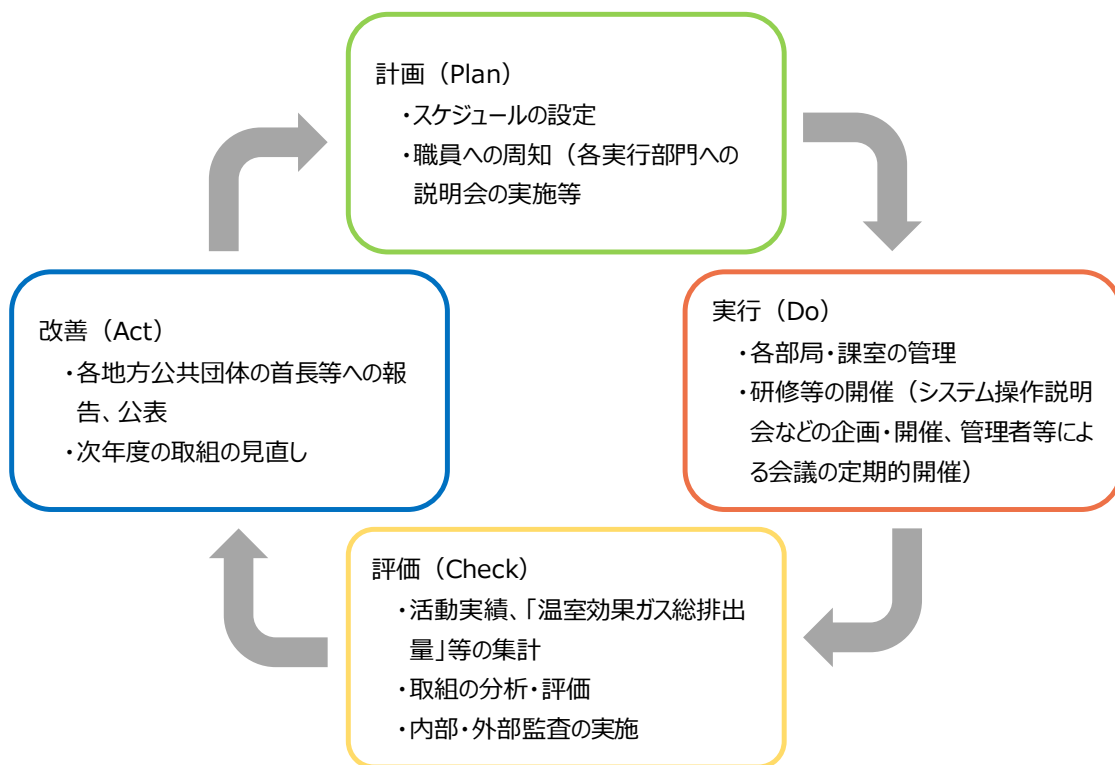


図 13 事務事業編の1年サイクルのPDCA

3. 取組結果の公表

利尻富士町事務事業編の進捗状況は、本町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

資料編 1 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧

表 12 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧（2022（令和4）年度）

No.	施設名称	担当部局等	No.	施設名称	担当部局等
1	役場庁舎	総務課	31	防災拠点施設 鬼脇支所・鬼脇歯科診療所	鬼脇支所
2	総合交流促進施設りぶら	総務課	32	総合交流促進施設 北のしーま	鬼脇支所
3	地域防災・複合施設交流施設 本泊小学校	企画政策課	33	総合保健福祉センター	総合保健福祉センター
4	グループリビング施設ふじの荘	福祉課	34	利尻空港ターミナルビル、消防庁舎、電源局舎	利尻空港管理事務所
5	鴛泊保育所	福祉課	35	鴛泊診療所	鴛泊診療所
6	鬼脇保育所	福祉課	36	特別養護老人ホーム秀峰園	特別養護老人ホーム
7	寿の家	福祉課	37	デイサービスセンター	デイサービスセンター
8	福祉の家	福祉課	38	利尻島老人保健施設	利尻島老人保健施設
9	鴛泊葬苑	福祉課	39	鴛泊小学校	教育委員会
10	鬼脇葬苑	福祉課	40	鴛泊中学校	教育委員会
11	バキュームカー車庫	福祉課	41	利尻小学校	教育委員会
12	温泉保養施設	産業振興課（商工観光）	42	鬼脇中学校	教育委員会
13	温泉プール湯泳館	産業振興課（商工観光）	43	総合体育館	教育委員会
14	キャンプ場ゆーにー	産業振興課（商工観光）	44	翔武館	教育委員会
15	観光施設（公園 等）	産業振興課（商工観光）	45	富士見ヶ丘パークゴルフ場	教育委員会
16	海の駅おしどまり（フェリーターミナル）	産業振興課（水産港政）	46	鴛泊スキー場	教育委員会
17	水産保管庫	産業振興課（水産港政）	47	鬼脇スキー場	教育委員会
18	車両	産業振興課（水産港政）	48	富士見ヶ丘運動公園・富士見ヶ丘球場	教育委員会
19	サケふ化場（東利尻・朝日・新朝日）	産業振興課（水産港政）	49	旭ヶ丘パークゴルフ場	教育委員会
20	漁港施設	産業振興課（水産港政）	50	青少年会館	教育委員会
21	港湾施設	産業振興課（水産港政）	51	屋外施設	教育委員会
22	鴛泊除雪センター	建設課	52	遺跡調査整理事務所	教育委員会
23	鬼脇除雪センター	建設課	53	鬼脇公民館	教育委員会
24	鬼脇水道ポンプ室	建設課	54	利尻島郷土資料館	教育委員会
25	鴛泊水道配水池	建設課	55	焼却処理場・最終処分場	庶務課
26	野塚水道ポンプ室	建設課	56	学校給食共同調理場	給食センター
27	旭浜水道配水池	建設課	57	利尻富士支署庁舎	利尻富士支署
28	鴛泊下水浄化センター	建設課	58	鬼脇分遣所	利尻富士支署
29	鬼脇下水浄化センター	建設課	59	空港分遣所	利尻富士支署
30	町内下水マンホールポンプ所	建設課			

資料編 2 地球温暖化係数・温室効果ガス排出係数

1. 地球温暖化係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年 3 月 31 日政令第 135 号）により、2015（平成 27）年 4 月 1 日以降の地球温暖化係数は変更されています。

表 13 本計画において対象としている温室効果ガスの地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数	
		改正前 （～2015 （平成 27）年 3 月 31 日）	改正後 （2015 （平成 27）年 4 月 1 日～）
二酸化炭素	CO ₂	1	1
メタン	CH ₄	21	25
一酸化二窒素	N ₂ O	310	298

2. 温室効果ガス排出係数

表 14 本計画において対象としている温室効果ガス排出量に係る排出係数

温室効果ガスの種類	排出活動の区分		活動量		排出係数		
			種類	単位	係数	単位	
二酸化炭素	燃料の使用	一般炭	使用量	kg	2.33	kg-CO ₂ /kg	
		ガソリン		L	2.32	kg-CO ₂ /L	
		軽油		L	2.58	kg-CO ₂ /L	
		灯油		L	2.49	kg-CO ₂ /L	
		A 重油		L	2.71	kg-CO ₂ /L	
		LPG		kg	3.00	kg-CO ₂ /m ³	
	産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	焼却量 (種類別)	t	2,550	kg-CO ₂ /t	
メタン	一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	焼却量	t	0.076	kg-CH ₄ /t	
	自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	走行距離	km	0.000010	kg-CH ₄ /km
		ガソリン	特殊用途車			0.000035	kg-CH ₄ /km
		軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)			0.000002	kg-CH ₄ /km
			普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)			0.000017	kg-CH ₄ /km
			普通貨物車			0.000015	kg-CH ₄ /km
			特殊用途車			0.000013	kg-CH ₄ /km
	施設における下水等の処理	終末処理場	下水等処理量	m ³	0.00088	kg-CH ₄ /m ³	
一酸化二窒素	一般廃棄物の焼却	バッチ燃焼式焼却施設	焼却量	t	0.0724	kg-N ₂ O/t	
	産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	焼却量 (種類別)	t	0.17	kg-N ₂ O/t	
		下水汚泥		1.09	kg-N ₂ O/t		
	自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	走行距離	km	0.000029	kg-N ₂ O/km
		ガソリン	特殊用途車			0.000035	kg-N ₂ O/km
		軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)			0.000007	kg-N ₂ O/km
			普通・小型乗用車 (定員 11 名以上)			0.000025	kg-N ₂ O/km
			普通貨物車			0.000014	kg-N ₂ O/km
			特殊用途車			0.000025	kg-N ₂ O/km
	施設における下水等の処理	終末処理場	下水等処理量	m ³	0.00016	kg-N ₂ O/m ³	

表 15 電気事業者別排出係数 (基礎排出係数)

単位 : kg-CO₂/kWh

電気事業者名	2013 (平成 25) 年度	2022 (令和 4) 年度
北海道電力株式会社	0.678	0.533